

地方公共団体の執行機関

(1) 長

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法§147)
都道府県には知事が、市町村には市町村長が置かれる。(法§139)
長の任期は4年である。(法§140)

(2) 長の補助機関

副知事(都道府県)及び副市町村長(市町村)を置くこととされ、その定数は条例で定める。
ただし、条例で置かないこととすることができる。(法§161)

財務会計事務の執行における命令機関と執行機関を分離するため、会計管理者が置かれ、財務会計事務における執行機関として会計事務をつかさどることとされている。(法§170)

会計管理者は、1人置くこととされており、会計管理者は、長の補助機関である職員のうちから長が命ずる。(法§168)

(3) 委員会及び委員(法§180の5)

政治的中立性や公平性が求められる分野や、慎重な手続きを必要とする特定の分野に限って設置されるもの。
行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は、法律で定められている。

例：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会(都道府県のみ)など

(4) 附属機関(法§202の3)

執行機関からの要請によって審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関。法律によって設置が決められているものと条例で任意に設置するものがある。

例：都道府県防災会議、都市計画審議会など